

令和4年10月定例会追加議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第48号	久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について・・・・・・・・	1
--------	--	---

議案第 48 号

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について意見を求められたので議決を求める。

令和 4 年 10 月 24 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫



久市生第 957 号
令和4年10月19日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市長 梅田 修



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について（諮問）

このことについて、下記条例案を久喜市議会令和4年11月定例会議に上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

○貴委員会へ意見を求める条例案

- ・久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

担当 市民生活課 市民活動推進係
宇田川（内線2625）

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

久喜市コミュニティセンター条例（平成22年久喜市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に資する」の次に「とともに、生涯学習の推進を図る」を加える。

第2条の表を次のとおり改める。

名称	位置
久喜市久喜中央コミュニティセンター	久喜市久喜中央4丁目7番7号
久喜市青葉コミュニティセンター	久喜市青葉1丁目2番地1
久喜市久喜南コミュニティセンター	久喜市北青柳51番地2
久喜市清久コミュニティセンター	久喜市上清久1489番地2
久喜市久喜東コミュニティセンター	久喜市久喜東1丁目27番20号
久喜市菖蒲コミュニティセンター	久喜市菖蒲町新堀38番地
久喜市森下コミュニティセンター	久喜市菖蒲町下栢間5495番地2
久喜市栗橋中央コミュニティセンター	久喜市栗橋中央2丁目7番1号
久喜市栗橋コミュニティセンター	久喜市中里1048番地1
久喜市鷺宮中央コミュニティセンター	久喜市鷺宮6丁目1番4号
久喜市鷺宮東コミュニティセンター	久喜市桜田3丁目10番地2
久喜市鷺宮西コミュニティセンター	久喜市中妻785番地2

第4条の表を次のとおり改める。

施設名	休館日
久喜市久喜中央コミュニティセンター	(1) 毎月第2木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市青葉コミュ	(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日

ニティセンター	
久喜市久喜南コミュニティセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市清久コミュニティセンター	(1) 毎月第4木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市久喜東コミュニティセンター	(1) 毎月第3木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市菖蒲コミュニティセンター	(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市森下コミュニティセンター	(1) 毎月第3月曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市栗橋中央コミュニティセンター	(1) 毎月第3金曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市栗橋コミュニティセンター	(1) 毎月第2木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市鷺宮中央コミュニティセンター	(1) 毎月第4月曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市鷺宮東コミュニティセンター	(1) 毎月第2水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
久喜市鷺宮西コミュニティセンター	(1) 毎月第3水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

別表中5の表を11の表とし、4の表を10の表とし、同表の前に次の表を加える。

9 久喜市鷲宮中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで（1時間単位）
会議室1	200円
小会議室	100円
大ホール	200円
実習室	200円
会議室2	200円
和室	100円
創作室	200円

別表中3の表を8の表とし、同表の前に次の2表を加える。

6 久喜市森下コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで（1時間単位）
第1会議室	100円
第2会議室	100円
講堂	200円
和室	200円
調理室	100円
工作室	100円

7 久喜市栗橋中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで（1時間単位）
A101号室	4時間まで100円とし、連続した4時間を超える時間が2時間を増すまでごとに100円を加算した額
A102号室	100円
和室会議室	100円

研修室	100円
調理実習室	100円
ミーティングルーム	4時間まで100円とし、連続した4時間を超える時間が2時間を増すまでごとに100円を加算した額
体育館	全面使用300円、半面使用150円

別表中2の表を5の表とし、同表の前に次の表を加える。

4 久喜市久喜東コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで（1時間単位）
集会室	200円
創作室	200円
和室1・2	100円
研修室1	100円
研修室2	100円
研修室3	100円
調理実習室	200円

別表中1の表を次のように改める。

施設名	午前9時から午後10時まで（1時間単位）
集会室	200円
研修室1	100円
研修室2	100円
和室	100円
料理室	100円
視聴覚室・音楽室	200円
創作室	100円

別表中1の表を3の表とし、同表の前に次の2表を加える。

1 久喜市久喜中央コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
大集会室	200円
研修室1	100円
研修室2	100円
研修室3	100円
研修室4・5	200円
研修室6	100円
会議室1・2	200円
会議室3	100円
会議室4	200円
会議室5	200円
和室1・2	200円
視聴覚室	200円
創作室	200円

2 久喜市青葉コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
会議室1・2	200円
会議室3	100円
和室1・2	100円
実習室	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(久喜市公民館条例の廃止)

- 2 久喜市公民館条例（平成22年久喜市条例第98号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、前項の規定による廃止前の久喜市公民館条例第2条に規定する公民館の利用であって、施行日以後のものに関し前納された使用料は、この条例による改正後の久喜市コミュニティセンター条例第2条に規定する相当施設の利用に係る使用料とみなす。